

ご利用いただける方

主に視覚に障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方。

利用料金

障害者総合支援法に定められた基準に基づいて、ご利用の障害福祉サービス費と食費・光熱水費をご負担いただきます。

※所得に応じて軽減される場合がありますので、市区町村窓口へご相談ください。

施設入所支援

通所が困難な方は、宿舎を利用できます。(写真は一例です)



宿舎外観



居室



浴室



食堂

交通のご案内



■電車でのご利用

西武新宿線

「航空公園駅」又は「新所沢駅」下車
東口から徒歩で15分程

※駅から当センターまで点字誘導ブロックが敷かれています。

■自動車でのご利用

関越自動車道所沢IC→国道463号

→西新井町交差点右折約1km

見学・相談や利用申込み手続きについては、下記の総合相談課までお問い合わせください。

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課

TEL: 04-2995-3100 (代表)

FAX: 04-2992-4525 (直通)

E-mail: rehab-soudan@mhlw.go.jp

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

「見えない」
「見えづらい」
でお困りの方へ
～新たな一歩を歩みませんか?～



自立訓練(機能訓練)のご案内



ご本人ご家族の方など
お気軽にご相談ください



国立障害者
リハビリテーションセンター
自立支援局

<http://www.rehab.go.jp/>



自立訓練(機能訓練)とは

主に視覚に障害のある方を対象に、地域や家庭などで持てる力を最大限に生かし、より充実した社会生活を送れるよう、歩行訓練、パソコン・点字等のコミュニケーション訓練、日常生活訓練、ロービジョン訓練等を行います。訓練内容・期間については、利用される方それぞれの必要性、ご意向等を踏まえて設定します。

視覚障害とは

生まれつき又は疾患・事故等により人生の途中で視力が全く無くなる(全盲)、または視機能が弱まり見えにくい(弱視)状況ですと、日常生活等で不自由が生じます。特に移動や情報収集の場面では著しく制限を受けることがあります。そのため、日常生活動作や移動の方法、コミュニケーション面での専門的訓練が必要となります。

歩行訓練

屋内・外を安全に歩行できるように、建物内の移動方法や移動の介助を受ける方法、「白杖」という白い杖の基本操作技術を訓練します。また、電車やバス等の公共交通機関の利用方法も訓練します。



白杖を使用した歩行

視覚障害者の自立訓練

パソコン訓練

画面を見ながら操作する代わりに、音声読み上げソフトを使用しパソコン操作ができるように訓練します。また、見えづらい方には画面の拡大ソフト等を使って、パソコン操作の訓練も行います。



拡大ソフト及び音声機能を活用したパソコン訓練

日常生活訓練

日常生活の中で自分でできることを増やせるよう、掃除や洗濯の方法、金銭管理の方法等について訓練を行うほか、調理訓練や、携帯電話、録音機器等の操作方法等を訓練します。



調理訓練

これらの訓練のほか、社会福祉制度の紹介や利用される方の生活支援、家族支援等、担当のケースワーカーが相談支援を行います。行事やレクリエーション等も実施しています。

点字訓練

6つの点で構成される「点字」を使って、日常生活でメモを取ったり学習場面や読書等で活用できるように、点字の読み書きについて訓練します。



点字器等の活用

ロービジョン訓練

日常生活の中での文字の読み書きに役立つため、一人ひとりの見え方に応じて、ルーペや拡大読書器の使い方を訓練します。また、外出時や在宅生活での様々な場面での目の活用方法について訓練します。



拡大読書器の活用